

(証券コード9664)  
令和4年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目6番14号

株式会社 **御園 荘**

代表取締役社長 宮崎 敏明

## 第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、**可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。**会場の座席間隔を広めにお取りいたしますので、例年よりも座席数に限りがございます。会場内には、株主様のためのアルコール消毒液を設置し、会場入口付近で検温を実施させていただきます。なお、検温の結果或いは風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

なお、役員、事務局及び運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。

書面またはインターネット等により議決権を事前行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和4年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目2番5号  
電気文化会館5階イベントホール

### 3. 目的事項

**報告事項** 第132期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで） 事業報告の内容、計算書類の内容の件

#### **決議事項**

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- 
1. 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.misonoza.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
-

# 議決権行使 についてのご案内

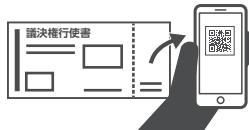
後記の株主総会参考書類をご検討いただき、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できる限りインターネットまたは書面により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただける場合

### ● 「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

令和4年6月27日(月曜日)  
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

令和4年6月27日(月曜日)  
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● 書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

令和4年6月27日(月曜日)  
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

## 当日ご出席いただく場合

### ● 株主総会へ出席 ●



#### 株主総会開催日時

令和4年6月28日(火曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について  
その他のご照会

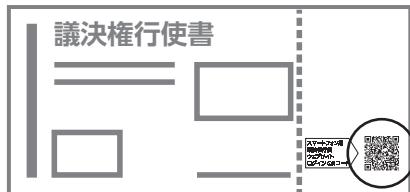
☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## ● 「スマート行使」によるご行使 ●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

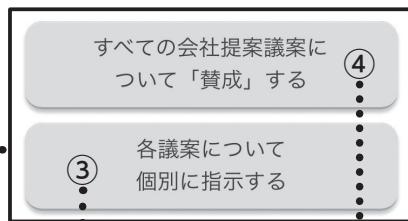


※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

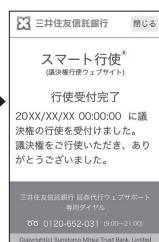


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

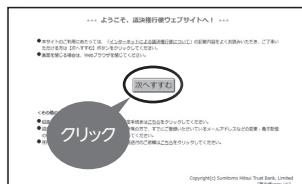
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

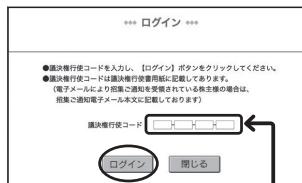
## ● パソコン等によるご行使 ●

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ②ログインする

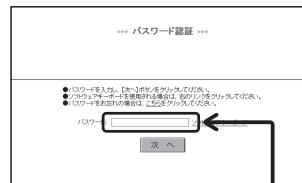


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## (添付書類)

# 事業報告

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ワクチン接種の進展等により一時的な経済活動の回復が見られたものの、全国各地で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返し行われるなど、個人消費を取り巻く環境は極めて厳しい状況で推移いたしました。また、景気の先行きについても、生活必需品の物価上昇等も加わり、依然として強い不透明感が残る状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、感染対策の徹底、座席数の制限などの対策を継続し、その中でお客様のニーズに合わせた公演の実現、観客動員の維持を図りながら、一部公演の中止を除く、予定していた大半の公演を上演することができました。

当事業年度に上演した公演は28種類、上演日数として180日間、上演回数として249回(前事業年度161回)となりました。一方で、中止となった公演は、令和3年9月のミュージカル公演(上演予定日数9日、上演予定回数11回)及び発売後即完売した令和4年2月の宝塚歌劇公演の一部(上演予定日数10日、上演予定回数13回)となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、20億5千2百万円(前期は9億3千9百万円)となりました。利益面では、営業損失3億9千3百万円(前期は営業損失4億4千5百万円)、経常損失4億6百万円(前期は経常損失4億5千万円)、当期純利益3億2千7百万円(前期は当期純損失5億2千6百万円)となりました。

なお、当事業年度に予定していた公演が中止となったことから、当該公演にかかる制作費・キャンセル料等の公演中止損失及び臨時休業等による損失を特別損失として1億2千2百万円計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により公演を延期・中止した主催事業者に対して、公演の実施等に係る費用の負担を軽減するため、必要経費の一部を補助するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金等を、補助金収入として特別利益に8億9千1百万円計上しております。

## (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しなかったものの、当社は感染対策の徹底を図り、令和3年9月及び令和4年2月の一部公演を中止した他は、当事業年度において予定していた大半の公演を上演することが出来ました。これにより、当事業年度の売上高は20億5千2百万円と前事業年度に比較して大きく改善し、当期純利益も計上いたしましたが、営業損失及び経常損失については連続赤字となっており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が続いております。

当社は、当該状況を解消すべく下記のような対応策を講じ、これらの対応策を適切に実施していくことにより、当該事象を解消できると考えており、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### (ア) 新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症は再度感染拡大しており、今後の先行きが不透明な状況が続いておりますが、当劇場においては、引続き感染拡大予防対策を講じ、来場するお客様及び出演者・公演関係者の安全と安心を確保することに努めながら、公演を行ってまいります。

#### (イ) 魅力ある公演の実施と収益力向上

そうした前提のもと、令和5年3月期の当社主催の公演は、以下の通り予定しております。

歌舞伎公演につきましては、例年同様、4月と10月の2回の公演を予定しております。このうち4月は「陽春花形歌舞伎」を上演いたしました。

また、6月に上演を予定している舞台「千と千尋の神隠し」のほか、ミュージカル、舞台演劇、歌謡ショー、お笑いなど多種多様な公演を、公演種類として約25種類、公演回数として約260回提供してまいります。この中には、公演期間が10～25日間程度の期間に渡るものもあれば、1日間、2日間の短期公演もあり、さまざまなジャンルのファンの方に、何度も足をお運びいただけるような魅力ある公演を提供し、収益を確保してまいります。

新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎えた後には、これまで培ってきたさまざまな経験やリスク軽減のための対策を実施することにより、安定した収益を計上してまいることができると確信しております。

#### (ウ) 資金繰りへの対応

資金繰りにつきましては、当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、資金計画に基づき取引金融機関と協議を行い適切に運転資金を確保する計画を実行していくことにより、懸念はないと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わりがせず、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第129期 (平成31年3月期)	第130期 (令和2年3月期)	第131期 (令和3年3月期)	第132期 (当事業年度) (令和4年3月期)
売 上 高 (千円)	5,052,250	2,966,255	939,216	2,052,229
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	513,445	△276,257	△450,122	△406,430
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	452,870	△301,223	△526,543	327,078
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	90.95	△60.49	△105.74	65.69
総 資 産 (千円)	7,605,078	6,994,464	6,090,332	6,277,318
純 資 産 (千円)	4,938,011	4,633,570	4,110,854	4,440,921

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値です。

## (6) 主要な事業内容

当社は、劇場事業として、歌舞伎、ミュージカル、歌謡ショー、お笑いなど多種多彩な演芸の興行を行っております。

## (7) 主要な営業所

本 店 名古屋市中区栄一丁目6番14号

## (8) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	△2名	46歳9ヶ月	8年2ヶ月

(注) 従業員数は、執行役員を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

## (9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 主要な借入先及び借入額（令和4年3月31日現在）

借 入 先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	660
三井住友信託銀行株式会社	180
岡崎信用金庫	120
碧海信用金庫	114
株式会社愛知銀行	60
株式会社十六銀行	60
株式会社中京銀行	60

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 9,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,984,500株  
(自己株式5,194株を含む)

(3) 株主数 6,331名  
(前期末比436名増)

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 丸 松 坂 屋 百 貨 店	200 <sup>千株</sup>	4.02%
中 部 日 本 放 送 株 式 会 社	160 <sup>千株</sup>	3.21%
株 式 会 社 中 日 新 聞 社	130 <sup>千株</sup>	2.61%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	111 <sup>千株</sup>	2.24%
松 竹 株 式 会 社	108 <sup>千株</sup>	2.18%
株 式 会 社 宮 崎	100 <sup>千株</sup>	2.01%
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	84 <sup>千株</sup>	1.69%
東海東京フィナンシャル・ホールディングス 株式会社	80 <sup>千株</sup>	1.62%
岡 崎 信 用 金 庫	80 <sup>千株</sup>	1.61%
大 日 産 業 株 式 会 社	80 <sup>千株</sup>	1.61%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	80 <sup>千株</sup>	1.61%
有 限 会 社 M M S	80 <sup>千株</sup>	1.61%

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小笠原 剛	株式会社三菱UFJ銀行顧問
代表取締役社長	宮 崎 敏 明	
取 締 役	長谷川 栄 胤	御園座演劇図書館長
取 締 役	大 石 幼 一	中部日本放送株式会社代表取締役会長
取 締 役	船 越 直 人	松竹株式会社取締役
取 締 役	真 能 秀 久	株式会社中日新聞社常務取締役
常 勤 監 査 役	北 野 一 郎	公認会計士北野一郎事務所所長
監 査 役	小 林 一 光	金印株式会社代表取締役会長
監 査 役	高 橋 治 朗	名港海運株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 令和3年6月25日開催の第131回定時株主総会において、新たに船越直人氏及び真能秀久氏が取締役に選任され、就任しております。
2. 取締役大石幼一氏、船越直人氏及び真能秀久氏は、社外取締役であります。
3. 監査役北野一郎氏、小林一光氏及び高橋治朗氏は、社外監査役であります。
4. 取締役大石幼一氏及び真能秀久氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役北野一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の退任は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
増井 敏樹	令和3年6月25日	任期満了による退任	総務経理部長兼管理全般担当
安孫子 正	令和3年6月25日	任期満了による退任	松竹株式会社代表取締役副社長 演劇本部長
高坂 毅	令和3年6月25日	任期満了による退任	株式会社中日新聞社相談役
高 口 浩 一	令和3年10月5日	一身上の都合	取締役総務経理部長

## (2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬の額またはその算定方法の決定に際しては、当社の持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しており、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で決定しております。

取締役の報酬は、取締役会において会社の業績、経営環境の変化などを考慮して報酬総額等を協議し、取締役の個人別報酬等の内容について、決定の全部を代表取締役社長宮崎敏明に委任しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

監査役の基本報酬額は、監査役の協議により決定しております。

なお、定時株主総会決議による取締役及び監査役の報酬限度額は、1982年4月28日開催の定時株主総会において決定しております。

### ②取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	11,160千円 (360)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (2)	1,560千円 (1,560)
合 計 (うち社外役員)	6名 (3)	12,720千円 (1,920)

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大石幼一氏は、中部日本放送株式会社の代表取締役会長であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役船越直人氏は、松竹株式会社の取締役であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役真能秀久氏は、株式会社中日新聞社の常務取締役であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・監査役北野一郎氏は、公認会計士北野一郎事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林一光氏は、金印株式会社の代表取締役会長であります。当社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋治朗氏は、名港海運株式会社の代表取締役会長であります。当社と当社との間には特別の関係はありません。

### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	大 石 幼 一	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、経営者としての見識に基づき、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取 締 役	船 越 直 人	就任後に開催した取締役会4回のうち4回に出席し、経営者としての見識に基づき、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取 締 役	真 能 秀 久	就任後に開催した取締役会4回のうち4回に出席し、経営者としての見識に基づき、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
常 勤 監 査 役	北 野 一 郎	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、又監査役会5回のうち5回に出席し、公認会計士としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監 査 役	小 林 一 光	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち3回に出席し、又監査役会5回のうち3回に出席し、経営者としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監 査 役	高 橋 治 朗	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち4回に出席し、又監査役会5回のうち4回に出席し、経営者としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- ② 内部監査部門は、内部統制規程に基づき、業務の効率性及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役に報告する。
- ③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他社内規程に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行は、法令及び定款、職務規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録に記録され、その記録の保存・管理は社内規程に従い行う。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、法令順守やリスク管理についての徹底と指導を行う。

また、内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を行う。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合にはただちに代表取締役を統括責任者として、全社的な対応を検討する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は定期的に取り締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程・職務規程等において、それぞれ定める。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会にて決定し、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

取締役は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況などを報告する体制を構築し、監査役が情報収集・交換を適切に行えるよう協力する。

また、取締役は内部統制の整備・運用状況や内部監査の結果等について、定期的若しくは必要に応じて監査役に報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しております。「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は5回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会を5回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	889,260	<b>流 動 負 債</b>	538,362
現金及び預金	438,007	買掛金	50,223
売掛金	96,200	一年内返済予定長期借入金	229,988
貯蔵品	5,264	リース債務	8,663
前渡金	5,133	未払金	19,024
前払費用	14,601	未払法人税等	77,122
未収入金	320,468	前受金	147,511
未収消費税等	3,422	預り金	1,545
その他	6,162	その他	4,283
<b>固 定 資 産</b>	5,388,057	<b>固 定 負 債</b>	1,298,034
<b>有 形 固 定 資 産</b>	5,315,958	長期借入金	1,024,181
建物	2,445,631	リース債務	16,218
構築物	9,961	繰延税金負債	251,322
機械装置	630,009	退職給付引当金	4,812
工具器具備品	102,420	その他	1,500
土地	2,124,656	<b>負 債 合 計</b>	1,836,397
リース資産	3,278	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	21,972	<b>株 主 資 本</b>	4,429,758
電話加入権	72	資 本 金	2,271,937
ソフトウェア	2,916	資 本 剰 余 金	2,137,621
リース資産	18,983	資 本 準 備 金	2,137,599
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	50,126	そ の 他 資 本 剰 余 金	22
投資有価証券	41,843	<b>利 益 剰 余 金</b>	60,016
長期前払費用	2,813	利 益 準 備 金	112,500
保険積立金	4,549	そ の 他 利 益 剰 余 金	△52,483
その他	1,659	固定資産圧縮積立金	627,906
貸倒引当金	△739	別 途 積 立 金	350,000
<b>資 産 合 計</b>	6,277,318	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,030,389
		<b>自 己 株 式</b>	△39,817
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,163
		その他有価証券評価差額金	11,163
		<b>純 資 産 合 計</b>	4,440,921
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	6,277,318

# 損益計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,052,229
売 上 原 価		1,846,492
売 上 総 利 益		205,736
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		599,204
営 業 損 失 (△)		△393,467
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,297	
受 取 保 険 金	2,502	
そ の 他	2,929	6,730
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,842	
そ の 他	1,850	19,693
経 常 損 失 (△)		△406,430
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	891,423	891,423
特 別 損 失		
公 演 中 止 損 失	77,250	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	45,607	122,857
税 引 前 当 期 純 利 益		362,135
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	60,592	
法 人 税 等 調 整 額	△25,535	35,057
当 期 純 利 益		327,078

# 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	
当期首残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000
当期変動額							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
当期末残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000

残高及び変動事由	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	△1,357,468	△267,062	△39,674	4,102,823	8,031	8,031	4,110,854
当期変動額							
当期純利益	327,078	327,078		327,078			327,078
自己株式の取得			△143	△143			△143
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					3,131	3,131	3,131
当期変動額合計	327,078	327,078	△143	326,935	3,131	3,131	330,067
当期末残高	△1,030,389	60,016	△39,817	4,429,758	11,163	11,163	4,440,921

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

(リース資産除く) 主な耐用年数

建物は、15年・50年

構築物は、15年

機械装置は、11年

工具器具備品は、5年から15年

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、当社は従業員数が300人未満のため簡便法により、退職給付債務を算定しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下の通りであります。

当社は劇場事業を行っており、歌舞伎公演やミュージカル、各種演劇、歌謡ショーなどの公演を上演しております。当事業における履行義務の内容は、顧客に対して公演を実施することであり、当該公演が実施された時点において当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約に係る取引価格には変動対価、顧客に支払われる対価などの売価の調整項目はないため、上記履行義務が充足された時点において、取引価格の全額を収益として認識しております。また、当社の取引に関する支払条件は、チケット代金の前受分を除けば、通常、短期のうちに支払期日が到来するものであり、契約に重要な金融要素は含まれていません。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### 1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

##### 2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

また、（金融商品に関する注記）において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### (収益認識に関する注記)

##### 1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	当事業年度
観覧券売上	1,836,025
その他（※）	216,203
顧客との契約から生じる収益	2,052,229
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,052,229

※顧客から生じる収益のその他には、劇場内での顧客の便宜を図るためのプログラム、飲み物、お土産などの販売や、付帯収入としての広告収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	46,449	96,200
契約負債 前受金	99,280	147,511

契約負債は、主に顧客から受け取ったチケット代金の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されており、期首現在の契約負債残高は当事業年度に全額収益として認識されております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**(会計上の見積りに関する注記)**

固定資産の減損について

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,315,958千円  
無形固定資産 21,972千円  
減損損失 -千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

営業損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候が識別されましたので、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、固定資産の帳簿価額と比較いたしました。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回りましたので減損損失は認識しておりません。

- ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定  
減損損失の認識の要否の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、将来の収益計画に基づき見積りを行っております。なお、新型コロナウイルスの影響は翌事業年度に一定程度残るものの、興行収入は回復していくとの仮定を置いております。
- ③重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響  
新型コロナウイルス感染症の今後の拡大可能性、収束時期や収束後の市場、消費者動向には相当程度の不確実性があります。感染状況や経済環境への影響等が上記の仮定と乖離する場合には、翌事業年度以降の固定資産、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産
- |    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 1,494,192千円 |
| 土地 | 2,123,527千円 |
| 計  | 3,617,719千円 |
- (2) 担保に係る債務
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1年内返済予定長期借入金 | 200,000千円   |
| 長期借入金        | 1,000,000千円 |
| 計            | 1,200,000千円 |
2. 資産から直接控除した減価償却累計額
- |         |             |
|---------|-------------|
| 有形固定資産  |             |
| 減価償却累計額 | 1,005,428千円 |

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
- |      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,984,500株 |
|------|------------|
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
- |      |        |
|------|--------|
| 普通株式 | 5,194株 |
|------|--------|
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

未払事業税	5,817千円
未払事業所税	1,299千円
貸倒引当金	226千円
退職給付引当金	1,472千円
投資有価証券評価損	19,922千円
会員権評価損	5,507千円
繰越欠損金	232,258千円
その他	334千円
繰延税金資産 小計	266,838千円
評価性引当額	△241,303千円
繰延税金資産 合計	25,535千円

### 2. 繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

固定資産圧縮積立金	△276,857千円
繰延税金負債 合計	△276,857千円
繰延税金資産 (負債) の純額	△251,322千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に銀行借入によっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金の顧客信用リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券の市場価格変動リスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に関する将来の支払金利の変動に係るリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用する場合があります。

また、営業債務は、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）にさらされておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	14,947	14,947	－
資産計	14,947	14,947	－
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,254,169	1,254,169	－
(2) リース債務 (1年内返済予定含む)	24,882	24,882	－
負債計	1,279,051	1,279,051	－

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。  
(単位：千円)

区 分	当事業年度
非上場株式	26,896

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（令和4年3月31日）

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券	14,947	－	－	14,947
資 産 計	14,947	－	－	14,947

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（令和4年3月31日）

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	1,254,169	－	1,254,169
リース債務 (1年内返済予定を含む)	－	24,882	－	24,882
負 債 計	－	1,279,051	－	1,279,051

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は主に変動金利によるものであり、短期間（1年以内）で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額	891円88銭
2. 1株当たり当期純利益	65円69銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月13日

株式会社 御園座  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所  
指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 眞 治  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 鎌 田 修 誠  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社御園座の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月13日

株式会社 御園座 監査役会

常勤監査役 北野一郎 ㊟  
(社外監査役)

社外監査役 小林一光 ㊟

社外監査役 高橋治朗 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

- (1) 変更案第19条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 19 条（電子提供措置等）第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第19条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)  <u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>〈 削 除 〉</p> <p>(電子提供措置等)  <u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則  (電子提供措置等に関する経過措置)  <u>第1条</u> 変更前定款第19条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第19条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。  <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条は、なお効力を有する。  <u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	おがさわら たけし 小笠原 剛 (昭和28年8月1日生) 〈再任〉	昭和52年4月 株式会社東海銀行入行 平成16年5月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成16年6月 同行取締役執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 平成19年5月 同行常務執行役員 平成20年6月 同行常務取締役 平成23年5月 同行専務取締役 平成24年6月 同行代表取締役副頭取 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常任顧問 平成29年6月 当社代表取締役会長（現任） 平成30年6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問（現任）	0株
2	みや ぎき とし あき 宮崎 敏明 (昭和46年3月13日生) 〈再任〉	平成5年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業部営業一課長 平成20年7月 当社営業部営業一課・営業二課担当副部長 平成21年4月 当社営業部一課担当部長 平成21年6月 当社取締役営業統括部長 平成22年12月 当社取締役総務人事部長 平成25年12月 当社取締役営業本部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長 平成29年6月 当社代表取締役社長（現任）	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	は せ が わ よ し つ ぐ 長谷川 栄 胤 (昭和41年1月31日生) 〈再任〉	平成7年7月 当社営業部劇場企画担当部長 平成8年6月 当社取締役劇場企画担当部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成12年4月 当社代表取締役専務 平成14年4月 当社代表取締役社長 平成22年12月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成25年12月 当社代表取締役社長兼管理本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長兼管理本部長兼総務人事部長 平成28年6月 当社代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役副会長 平成30年6月 当社取締役劇場支配人兼御園座演劇図書館長 平成31年1月 当社取締役営業部長兼御園座演劇図書館長 令和2年4月 当社取締役御園座演劇図書館長(現任)	48,800株
4	お お い し よ う い ち 大石 幼 一 (昭和28年2月6日生) 〈再任〉	昭和50年4月 中部日本放送株式会社入社 平成元年4月 同社ニューヨーク支局長 平成10年12月 同社総務局経理部長 平成15年11月 同社経営監査部長 平成17年4月 同社社長室長 平成17年6月 同社取締役社長室長 平成19年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成26年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
5	ふな こし なお と 船越直人 (昭和41年11月9日生) 〈再任〉	平成3年4月 松竹株式会社入社 平成23年5月 同社新橋演舞場支配人 平成25年3月 同社歌舞伎座支配人 平成26年5月 同社執行役員(演劇興行部担当)、歌舞伎座支配人、経営企画部経営企画室付(総括担当) 平成29年10月 同社執行役員、演劇統括部長(現任)、演劇総務室長、演劇広報室長(現任) 平成30年11月 同社執行役員(演劇営業部担当) 令和元年5月 同社取締役(現任) 演劇営業部門担当、演劇製作部門(歌舞伎)副担当 令和元年9月 同社演劇ライツ部門、歌舞伎製作部門副担当 令和2年5月 同社演劇興行部門担当(現任) 令和3年6月 当社取締役(現任)	0株
6	ま のう ひで ひさ 真能秀久 (昭和31年3月10日生) 〈再任〉	昭和56年4月 株式会社中日新聞社入社 平成21年6月 同社名古屋本社編集局次長 平成25年6月 同社岐阜支社長 平成27年6月 同社取締役管理局長 平成28年3月 同社取締役人事労務担当 平成29年6月 同社常務取締役総務担当・人事労務担当 令和元年6月 同社常務取締役名古屋本社代表(現任) 令和3年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大石幼一氏、船越直人氏、真能秀久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者大石幼一氏を社外取締役候補者とした理由は、中部日本放送株式会社において代表取締役会長として会社経営に携わっており、経営者としての見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
4. 候補者船越直人を社外取締役候補者とした理由は、松竹株式会社において取締役として会社経営に携わっており、また演劇興行部門等の事業に携わっており、以上を踏まえた見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
5. 候補者真能秀久氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社中日新聞社において常務取締役として会社経営に携わっており、経営者としての見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
6. 大石幼一氏、真能秀久氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 大石幼一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
8. 船越直人氏、真能秀久氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役・監査役の専門性と経験 (スキルマトリクス)

		経営全般	財務会計	法務・リスク マネジメント	営業・マーケ ティング	ガバナンス	業界知識	異業種経験
小笠原 剛	取締役	○	○	○		○		○
宮崎 敏明	取締役	○	○	○	○	○	○	
長谷川 栄胤	取締役	○						
大石 幼一	取締役 (社外)	○				○		○
船越 直人	取締役 (社外)	○			○	○	○	
真能 秀久	取締役 (社外)	○				○		○
北野 一郎	監査役 (社外)		○	○				○
小林 一光	監査役 (社外)	○	○	○		○		○
高橋 治朗	監査役 (社外)	○	○	○		○		○

(注) 上記一覧表は、特に専門性の発揮を期待する分野を示しており、当社の取締役・監査役が有するすべての知見を表すものではありません。

以 上



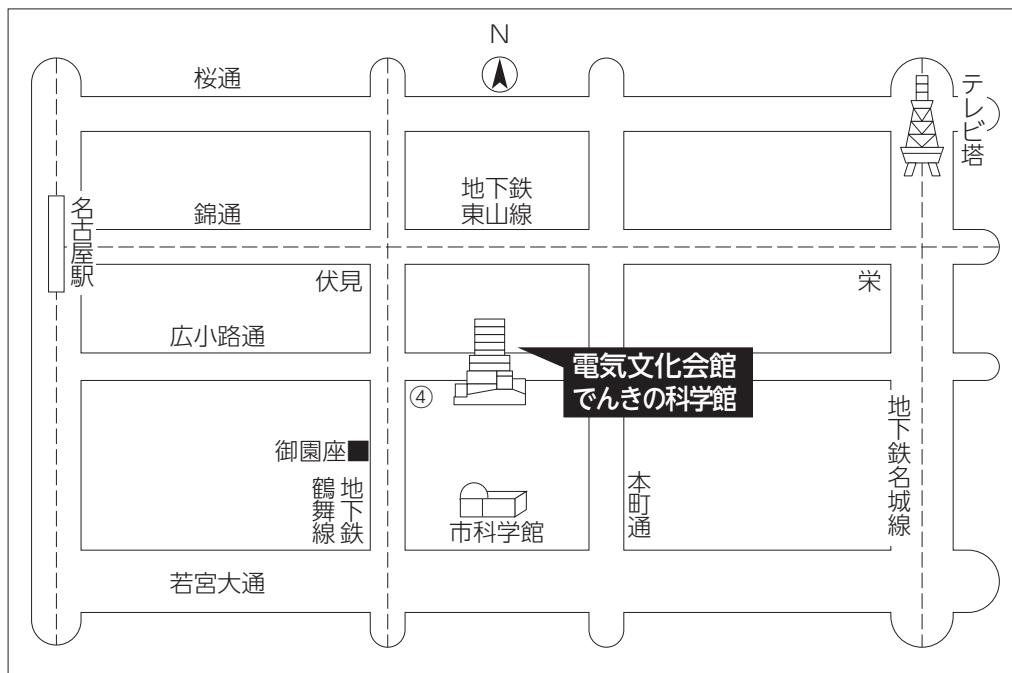
# 株主総会会場のご案内

株式会社 **御園座**

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申し上げます。

記

**場 所** 名古屋市中区栄二丁目2番5号  
電気文化会館5階イベントホール



●地下鉄でお越しの際は伏見駅下車、4番出口をご利用ください。

